

指定障害福祉サービス事業所等 様

岩手県国民健康保険団体連合会

事務局長 海 沼 茂

東日本大震災に関する介護給付費等及び障害児施設給付費等  
の請求の取扱いについて（4月サービス提供分）（通知）

本会の事業運営につきましては、平素より格別の御高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記について厚生労働省より「平成 23 年 4 月 26 日付け東日本大震災に関する介護給付費等及び障害児施設給付費等の請求の取扱いについて（4月サービス提供分）」通知が発出されました。

つきましては、平成 23 年 4 月サービス提供分の介護給付費等の請求について、下記のとおりいたしますので、別添の厚生労働省からの事務連絡と併せて御確認くださいようお願いいたします。

なお、今回の請求について御不明な点については、担当課までお問い合わせください。

記

1 平成 23 年 4 月サービス提供分に係る介護給付費等の請求について

平成 23 年 4 月サービス提供分に係る介護給付費等の請求については、平成 23 年 3 月 12 日以降にサービス提供を行い、4 月サービス提供分について、通常の手続きによる請求を行うことが困難な場合には、一か月分を通して概算による請求が可能となります。

なお、これ以外については、通常の方法により請求を行ってください。

2 概算請求を行う場合の取扱いについて

概算による請求を選択する障害福祉サービス等の事業所については、平成 23 年 5 月 10 日（火）午後 5 時まで別添届出様式に必要事項を記載の上、本会介護保険課あて提出願います。

また、提出期限に遅れたものについては、翌月以降に請求願います。

3 通常の方法による請求の取扱いについて

（1）平成 23 年 4 月サービス提供分において、通常の方法による請求を行う場合には、4 月 6 日付け厚生労働省事務連絡及び 4 月 7 日付け本会事務連絡を確認の上、請求願います。

（2）平成 23 年 4 月サービス提供分に係る請求明細書の提出期限は 5 月 10 日（火）午後 5 時までとします。

また、提出期限に遅れたものについては、翌月以降に請求願います。

4 インターネットによる請求が困難な事業所の請求方法について

被災によりインターネットへの接続が困難な事業所であって、請求データの作成が可能な事業所については、FD等の媒体に取り込んで請求願います。

担当：介護保険課

TEL 019-623-4335

FAX 019-653-2216